

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人渡邊財団（以下「本財団」という）の定款第14条第3項及び第29条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費（実費）をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員等に対して、別表第1から別表第4までに掲げる報酬を支給することができる。

- 2 役員等に対する報酬等は、前項の報酬に限るものとする。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、年間の支給額を合計し当該年度末までに本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むこととする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立て替え金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 本財団は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを本人からの請求のあった日から遅滞なく支払う。また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第6条 本財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人磁気健康科学研究振興財団の設立の登記の日から施行する。

附則 この規程の変更は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規定の変更は、令和2年4月1日から施行する。

別表 第1 年間報酬

(単位: 円)

対象者	報酬額
役員等	年間 20,000円

注) 振込額は源泉徴収税額控除後の金額とする。
また、年間報酬については退任年度については支払わない。

別表 第2 会議の出席

(単位: 円)

対象者	報酬額
評議員会に出席した役員等	一人1回当たり 12,000円(会議報酬) + 3,000円(交通費)
理事会に出席した役員	一人1回当たり 12,000円(会議報酬) + 3,000円(交通費)

注1) 振込額は源泉徴収税額控除後の金額とする。評議員会及び理事会が同じ日に開催された場合において、理事又は監事が両方の会議に出席したときは、当該理事又は監事の報酬額は、一人1日当たり 15,000円を上限とする。また、会議出席交通費が3,000円を超える場合は、交通費実費を費用として支払い、3,000円(交通費)は支払わない。

注2) 会議は、WEB会議、テレビ会議、電話会議を含む。ただし、その場合は交通費3,000円は支払わない。

別表 第3 会議を伴わない催事の出席

(単位: 円)

対象者	報酬額
役員等	一人1回当たり 3,000円(交通費)

注) 振込額は源泉徴収税額控除後の金額とする。また、催事出席交通費が3,000円を超える場合は、交通費実費を費用として支払い、3,000円(交通費)は支払わない。

別表 第4 海外出張

(単位: 円)

対象者	支度料
役員等	甲地区: 100,000 乙地区: 80,000

(注) 乙地区とは、アジア地域、アフリカ地域及び南アメリカ地域とする。
甲地区とは、乙地区以外の地域とする。